

分析結果報告書

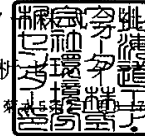
平成29年05月18日発行

環境サービス株式会社 殿

平成29年04月20日(10:25)付 採取 試料についての分析結果を、下記の通り御報告いたします。

施設名
第VI期最終処分場

北海道エア・ウォータ



試料名
地下水

環境分析

〒003-0805 北海道札幌市白石区

採取場所
上流

記

分析項目	単位	分析結果	基準(参考)
水素イオン濃度(pH)	—	5.8(15.0℃)	—
カドミウム	mg/L	0.0003未満	0.003以下
全シアン	mg/L	検出されず(0.1未満)	検出されないこと
鉛	mg/L	0.013	0.01以下
六価クロム	mg/L	0.005未満	0.05以下
砒素	mg/L	0.002未満	0.01以下
総水銀	mg/L	0.0005未満	0.0005以下
アルキル水銀	mg/L	検出されず(0.0005未満)	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	検出されず(0.0005未満)	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.02以下
四塩化炭素	mg/L	0.0005未満	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004未満	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002未満	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001未満	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006未満	0.006以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01以下
備考			
※1 基準は「昭和52年3月14 総理府・厚生省令第1号 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」によります。			
※2 各項目の試験方法については別紙「濃度計量証明書」をご参照ください。			
「～未満」とは、その数値が報告下限値であることを示します。			

記

分析項目	単位	分析結果	基準(参考)
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005未満 ✓	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002未満 ✓	0.002以下
チウラム	mg/L	0.0006未満 ✓	0.006以下
シマジン	mg/L	0.0003未満 ✓	0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	0.002未満 ✓	0.02以下
ベンゼン	mg/L	0.001未満 ✓	0.01以下
セレン	mg/L	0.002未満 ✓	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.5未満 ✓	10以下
ふっ素	mg/L	0.08未満 ✓	0.8以下
ほう素	mg/L	0.02未満 ✓	1以下
塩化物イオン	mg/L	10 ✓	—
電気伝導率	mS/m	14 ✓	—
1,4-ジオキサソ	mg/L	0.005未満 ✓	0.05以下
クロロエチレン	mg/L	0.0002未満 ✓	0.002以下
		以下余白	
<p>備考</p> <p>※1 基準は「昭和52年3月14 総理府・厚生省令第1号 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に 係る技術上の基準を定める省令」によります。</p> <p>但し、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素は「平成9年3月13日 環境庁告示第10号 地下水の 水質汚濁に係る環境基準について」によります。</p> <p>※2 各項目の試験方法については別紙「濃度計量証明書」をご参照ください。</p> <p>「～未満」とは、その数値が報告下限値であることを示します。</p>			

分析結果報告書

平成29年05月18日発行

環境サービス株式会社 殿

平成29年04月20日(11:25)付 採取 試料についての分析結果を、下記の通り御報告いたします。

施設名
第VI期最終処分場

北海道エア・ウォーター



試料名
地下水

環境分析

〒003-0805 北海道札幌市白石区

採取場所
下流

記

分析項目	単位	分析結果	基準(参考)
水素イオン濃度(pH)	—	6.5(15.7℃)	—
カドミウム	mg/L	0.0003未満	0.003以下
全シアン	mg/L	検出されず(0.1未満)	検出されないこと
鉛	mg/L	0.004	0.01以下
六価クロム	mg/L	0.005未満	0.05以下
砒素	mg/L	0.002未満	0.01以下
総水銀	mg/L	0.0005未満	0.0005以下
アルキル水銀	mg/L	検出されず(0.0005未満)	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	検出されず(0.0005未満)	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.02以下
四塩化炭素	mg/L	0.0005未満	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004未満	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002未満	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001未満	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006未満	0.006以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01以下

備考

※1 基準は「昭和52年3月14 総理府・厚生省令第1号 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に
係る技術上の基準を定める省令」によります。

※2 各項目の試験方法については別紙「濃度計量証明書」をご参照ください。

「～未満」とは、その数値が報告下限値であることを示します。

記

分析項目	単位	分析結果	基準(参考)
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005未満 ✓	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002未満 ✓	0.002以下
チウラム	mg/L	0.0006未満 ✓	0.006以下
シマジン	mg/L	0.0003未満 ✓	0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	0.002未満 ✓	0.02以下
ベンゼン	mg/L	0.001未満 ✓	0.01以下
セレン	mg/L	0.002未満 ✓	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.5未満 ✓	10以下
ふっ素	mg/L	0.19 ✓	0.8以下
ほう素	mg/L	0.02 ✓	1以下
塩化物イオン	mg/L	7.4 ✓	—
電気伝導率	mS/m	25 ✓	—
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満 ✓	0.05以下
クロロエチレン	mg/L	0.0002未満 ✓	0.002以下
		以下 余 白	
<p>備 考</p> <p>※1 基準は「昭和52年3月14 総理府・厚生省令第1号 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に 係る技術上の基準を定める省令」によります。 但し、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素は「平成9年3月13日 環境庁告示第10号 地下水の 水質汚濁に係る環境基準について」によります。</p> <p>※2 各項目の試験方法については別紙「濃度計量証明書」をご参照ください。 「～未満」とは、その数値が報告下限値であることを示します。</p>			

分析結果報告書

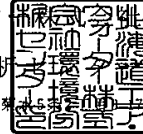
平成29年05月18日発行

環境サービス株式会社 殿

平成29年04月20日(10:50)付 採取 試料についての分析結果を、下記の通り御報告いたします。

施設名
第VI期最終処分場

北海道エア・ウォーター



試料名
地下水

環境分析

〒003-0805 北海道札幌市白石区

採取場所
マンホールピット

記

分析項目	単位	分析結果	基準(参考)
水素イオン濃度(pH)	—	6.1(17.2℃)	—
カドミウム	mg/L	0.0003未満	0.003以下
全シアン	mg/L	検出されず(0.1未満)	検出されないこと
鉛	mg/L	0.005	0.01以下
六価クロム	mg/L	0.005未満	0.05以下
砒素	mg/L	0.002未満	0.01以下
総水銀	mg/L	0.0005未満	0.0005以下
アルキル水銀	mg/L	検出されず(0.0005未満)	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	検出されず(0.0005未満)	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.02以下
四塩化炭素	mg/L	0.0005未満	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004未満	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002未満	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001未満	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006未満	0.006以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01以下

備考

※1 基準は「昭和52年3月14 総理府・厚生省令第1号 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に
係る技術上の基準を定める省令」によります。

※2 各項目の試験方法については別紙「濃度計量証明書」をご参照ください。

「～未満」とは、その数値が報告下限値であることを示します。

記

分析項目	単位	分析結果	基準(参考)
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005未満✓	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002未満✓	0.002以下
チウラム	mg/L	0.0006未満✓	0.006以下
シマジン	mg/L	0.0003未満✓	0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	0.002未満✓	0.02以下
ベンゼン	mg/L	0.001未満✓	0.01以下
セレン	mg/L	0.002未満✓	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.6✓	10以下
ふっ素	mg/L	0.16✓	0.8以下
ほう素	mg/L	0.02未満✓	1以下
塩化物イオン	mg/L	8.8✓	—
電気伝導率	mS/m	17✓	—
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満✓	0.05以下
クロロエチレン	mg/L	0.0002未満✓	0.002以下
		以下余白	
備考			
<p>※1 基準は「昭和52年3月14 総理府・厚生省令第1号 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に 係る技術上の基準を定める省令」によります。</p> <p>但し、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素は「平成9年3月13日 環境庁告示第10号 地下水の 水質汚濁に係る環境基準について」によります。</p> <p>※2 各項目の試験方法については別紙「濃度計量証明書」をご参照ください。</p> <p>「～未満」とは、その数値が報告下限値であることを示します。</p>			